

ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金が支給されます。この給付金には「基本給付」と「追加給付」があり、対象者においてはそれぞれ手続きが必要となる場合があります。

※この給付金は、全国一律の制度です。所得税法における非課税所得に該当するため課税の対象とはなりません。

基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の人への給付

1.対象者(次のいずれかに該当するひとり親世帯など※1)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金など※2を受給していることで令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人※3※4
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の人も対象となります。

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

※3 すでに児童扶養手当を申請している人だけでなく、申請していれば、公的年金等受給により令和2年6月分の児童扶養手当の支給が一部または全額停止されたと推測される人も対象となります。

※4 平成30年分の収入額または所得額が、児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回る人に限ります。

2.給付額 1世帯5万円・第2子以降1人につき3万円

3.申請手続き

- ①に該当する人→申請不要。
8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込まれます。
- ②、③に該当する人→申請必要。
申請書および必要書類(本人確認書類、収入がわかるものなど)を役場住民福祉課までご提出ください。
内容を確認後、可能な限り速やかに振り込みます。

4.申請期間 令和2年8月3日から令和3年2月26日必着

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人への給付

1.対象者 基本給付(上記)の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した人

2.給付額 1世帯5万円

3.申請手続き 申請書を定例の現況確認時(8月)などに合わせて役場住民福祉課にご提出ください。内容を確認後、可能な限り速やかに振り込みます。

4.申請期限 令和2年8月3日から令和3年2月26日必着

振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場または高森警察署または警察相談用電話(#9110)にご連絡ください。

詳しくは、村ホームページ(新型コロナウイルス感染症関連情報)をご覧ください。

〈問い合わせ〉 ●住民福祉課 TEL(67) 2702

●「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター(平日午前9時~午後6時) TEL0120-400-903